

Title	宗門改帳より壬申戸籍へ(二): 維新期の人口調査とその一例
Sub Title	On the statistics of the registered population at the era of Meiji restoration
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.9 (1955. 9) ,p.697(47)- 705(55)
JaLC DOI	10.14991/001.19550901-0047
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550901-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

79—101.

logie. in: Gegenwartsproblem der Soziologie, A. Vierkandt zum 80. Geburtstag 1949, S. 140—155.

尙戦後のしばらくの時期の社會科學關係文獻目録としては左記の
ものが便利である。

M. Horkheimer, Ideologie und Wertbeziehung. in: Soziologischen Forschung in unserer Zeit. S. 220—227.

Bibliographie der Sozialwissenschaften. herausgegeben von R. Schaefer in: Jahrbuch für Sozialwissenschaft, Bd. 1/1 1950.

H. Sultan, Gesellschaftliche Strukturwandlungen und nationalökonomische Theorie. Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft, 109 Bd. 1953, S. 602—614.

G. Eisermann, Bemerkung über das Verhältnis zwischen ökonomische Theorie und sozio-ökonomische Struktur. Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft. 110 Bd. S. 458—471.

W. Ziegenfuh, Wirtschaftssoziologie und Wirtschaftstheorien. Schmollers Jahrb. 70 Jahrg. 1950, 1 Halbb. S. 1—18.

H. Freyer, Der Mensch und die gesellschaftliche Ordnung der Gegenwart. Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft. Bd. 110, 1954, S. 1—12.

E. Rothacker, Bausteine zur Kultursociologie. in: Gegenwartsproblem der Soziologie, 1949, S.

宗門改帳より壬申戸籍へ (二)

——維新期の人口調査とその一例——

速 水 融

- 一、維新时期における人口調査
- 二、和歌山藩における人口調査(以上四十七卷十二號)
- 三、紀伊國牟婁郡尾鷲組概観
- 四、幕末維新时期尾鷲組人口統計資料の考察
- 五、結言

について(三田學會雜誌四十六卷七號所收)参照。

紀伊國牟婁郡尾鷲組は、現在の三重縣尾鷲市内に含まれる管下十四ヵ村で構成されていた。中心となる尾鷲は、徳川時代には中井、南、林、堀北の四ヵ浦、及び野地村の五ヵ村から成り、その他早田、九木、行野、大曾根、天満、水地、須賀利の七ヵ浦と、向井、矢濱、二ヵ村がある。浦方と村方の區別は既に述べた如く、^(註)漁業を許されるか否かによつて居り、従つて實際に漁村であるか農村であるかの區別とはならない。しかし、尾鷲組十四ヵ村の内十一ヵ村が浦方であつた事は、この地の位置するところを物語つてゐる。

(註) 拙稿「近世における漁村の移住と漁場の利用、支配の關係

宗門改帳より壬申戸籍へ (一)

さて本稿において取り上げんとするのは、以上の尾鷲組すべてではない。中心となる尾鷲五ヵ村は、第一表に示す如く相當大なる人口を有して居り、その資料は龐大であり、且つ缺損が甚しいからである。これらは前後の關係から、綿密に行えば復原も可能であるがこれらは後日に譲ることとし、本稿ではその周邊の、早田、行野、大曾根の三ヵ浦と、向井村の四ヵ村の資料につき考察を行いたい。

しかし、ここで一應全村の戸口數を表示して置こう。明治三年の數字は、同年四月に行われた宗門改帳系統に屬する最後の戸口調査によるものであり、五年の數字は同年の壬申戸籍による。前者は各村の宗門帳末尾の記載から、後者は戸長における總計「度會縣管轄第七區小三區戸籍總計」から求めた。

さてこの四ヵ村の様子を最も手近かに知り得るのは、明治二年の尾鷲組村々明細帳によるのが簡便であろう。適宜抜書きをしてみれば次の如くである。

四七 (六九七)

第1表 尾鷲組人口一覽

村名	明治3年				明治5年			
	戸数	人口			戸数	人口		
		總數	男	女		總數	男	女
早田浦	52	228	122	106	52	223	116	107
田木野	151	575	280	295	167	574	284	290
行大	30	156	74	82	43	177	93	84
曾根	23	157	80	77	23	125	62	63
大向	72	330	179	151	58	300	163	137
矢林	114	647	329	318	104	612	303	309
南中	191	911	470	441	202	908	465	443
野堀	165	742	401	341	153	750	391	359
天北	365	1479	724	755	288	1456	745	711
水地	121	546	286	260	97	582	306	276
須賀	134	515	264	251	103	558	286	272
利浦	40	139	65	74	42	126	63	63
合 計	6	22	13	9	5	26	16	10
	116	478	245	233	122	494	257	237
合 計	1580	6925	3532	3393	1459	6911	3550	3361

早田浦、「早田浦之儀ハ年中漁業仕、漁間ニ者薪木伐出し廻船へ賣申候、廻船も折々汐懸ニ入津仕候付宿ヲも仕渡世仕候」
 行野浦、「行野浦之儀ハ漁業仕、漁間ニハ薪等伐出しいさは船へ賣、又は尾鷲へ積出し日々其日湊ニ渡世仕候」
 大曾根浦、「大曾根浦之儀ハ年中漁業仕、漁間ニハ薪木等伐出しいさは船へ賣り申候、田方耕作少々仕候」
 向井村、「向井村之儀ハ田畑耕作之間ニハ薪等伐出し、又ハ荷物稼等渡世仕候」

(註) 徳川林政史研究所蔵「尾鷲組大差出帳」

以上の記載のみを以つてしては断定し難いが、早田、行野の兩浦は純漁村に近く、大曾根浦は半農半漁村のあり、向井村は農村とごく大隈に言う事ができよう。これを第四節の第四表に示した各村の職業別構成表と比較することはきわめて興味深い。この様なそれぞれの村落の規定は、人口の上に興味深い關係を示している。第一表に示した様に、この数字を信する限り明治三年の戸口數と五年のそれとの間には、村によつては近々一兩年の自然的な、或いは通例の社會的な理由をもつてしては説明し切れない様な變化を見せている。大曾根浦及び向井村は著しい減少を見せ、早田、行野兩浦は本稿の考察の範圍には屬さないが、純漁村とみられる九木、須賀利の兩浦と共に人口の上でそれ程の變化を示さず、逆に増加さえ示しているのである。この様な差違が何故に生じて來たか、次節において考察を加えてみよう。

四、幕末維新时期尾鷲組人口統計資料の考察

この時期における人口統計の資料を最も多種に残すのは早田浦である。これは何も同浦のみがこの種の調査が繰り返された事を意味するのではなく、資料の残存状態が然らしめていたものと考えられる。即ち(一)明治二年四月の「巳年惣人数宗門直改帳」、(二)三年一月の「午惣人数相調べ書上帳」、(三)三年六月の「戸口籍御達帳」、(四)三年八月の「午歳戸口帳」、(五)四年二月の「戸口籍御達帳」、(六)五年の「早田浦戸籍」でこれはいわゆる壬申戸籍に相當する。他村ではこれらの内の(四)、(五)を欠いているが(一)、(二)、(三)はいずれの村も残している。要するにこの數年間に如何に戸籍調査が頻繁に行われたかを物語るものである。これらはいずれも各戸毎の調査であるが、單に村全體の戸口數を示したものは、この他に、明治二、四年の書上帳及び二年の村明細帳がある。

(註) この資料については拙稿「近世における一漁村の人口動態——紀伊國牟婁郡須賀利浦——」(三田學會雜誌四十六卷十二號所收) 参照。

さて、まずそれぞれの調査資料について見よう。(一)の「巳年惣人数宗門直改帳」は、全く従来の宗門改帳の形式によつたものであるが前年のものと次の諸點において相違點を有する。それは、第一に、今迄の宗門改帳が八歳以上のもののみを記していたのに反し、當歳以上の者を記載する様になつた點。第二に、各戸の職業種類名を記している事。第三は、出稼又は行方不明の不在者はその旨記載して

宗門改帳より壬申戸籍へ(一)

いる事。第四は、各戸別に身分上の本役・半役・無役の記載をしている事。第五に、従前は身分上の理由から別格に取扱われていた地士格を有する者が共に同じ宗門帳に記される様になつた點である。従つて各村とも帳簿上の人口は増加している。第一及び第四の理由は、従來除外されていた村落居住者の數を明確にし、第三の不在者の記載はこれを明らかにする事によつて、實際の村落居住者の數を知る可能性を興える。尤もこの場合、他村からの入稼人口が不明である限り、その意義は薄くなるが、少くともその村からの出稼人口及び出奔等の理由による不在人口を明らかにする點で重要である。又、第二の點は、従來この種の調査がなされて居らず、職業別構成が不明であるため、とかく不便を生じ勝ちであつた研究の上の有効な役割を果し得る。要するにこの調査は形式の上では従来の宗門改の方法によりつつも、漸次實際に近いものへと移行する第一歩を踏み出したものと言えよう。

(註) 和歌山藩における宗門改については本稿の(一)(本誌四十七卷十二號所收)、及び關山直太郎「和歌山藩の人口調査と人口状態——特に幕末紀北における動態人口について——」(和歌山大學紀州經濟史文化研究所研究叢書第二輯所收) 参照。

(二)の「午惣人数相調べ書上帳」は前年の(一)と調査様式を全く一にする。この年は、和歌山藩において宗門改の行われる壬午の年に相當して居り、この資料の残るのは當然であると言つてよい。
 (三)の「戸口籍御達帳」は第二節において示した和歌山藩の法制史料による人口調査の第二の例に對應するものである。この調査は、そ

れまでの宗門改の様式とは全然異なる新しい様式によつてゐる。従つて調査に日数を要している事は既に述べた如くである。各戸別に一枚の用紙へ戸籍、所有する土地、建物、船舶等についての記載をし、職業も記しているから研究者にとつては便利である。下に記載の實例を示す。この用紙は、各戸によつて記載の異なる部分を除いては木版刷りのものを用いている場合が多いが、すべての村でこの用紙を用いているわけではなく、同様の書式で手書している村もある。

従来と異なる點は、宗門關係を一切含まないことにより、宗門改の形式を全く脱している點をまず挙げねばなるまい。又、單に戸籍のみではなく、所持するところの田畑、山林、家、屋敷、更には船さえも記しているのは、この調査が戸口取調と稱しながら、單に戸口のみにとどまらず、一種の資産調査をも目的としたものと言へる。尤もこの様な調査は和歌山藩においてそれまで全然行われなかつたわけではない。既に尾鷲組大庄屋文書を通じて知り得ただけでも、寶永三年（一七〇六）の「加子米古未進人別書上帳」は、表題の示す加子米の未進高を示すのみならず、各戸別の所持高、船等について書き上げ、更に家族の年齢（八才以下も含む）、家屋の狀態等について記している。又、寛政十一年（一七九九）の「村中人別並持高當作高書上帳」は、表題の示す内容を有するが、この場合の別は宗門改の場合と異り、八歳以下をも含めてゐるのである。これらはいずれも宗門改とは無關係に行われたものであり、前後の宗門改と比較検討することは興味深い。今は觸れない。この様な先例を有するとは言へ、明治三年のこの調査は、和歌山藩における戸口調査が、従來の宗門改から全く脱して、近代的なものへ移つた事を意味

する點において、その最初の試みとして高く評價されるべきものと考へる。

(四) 及び(五)の資料はいずれも(三)の繰り返しであり、この間に關する限り調査様式上の變化はない。

(六)のいわゆる壬申戸籍は、第二節において示した様に、四年四月の太政官布告に基づくところの全國同一の様式によつて行われた調査であり、もとよりこの地方獨特のものではない。それは野紙に書かれた純粹の戸籍調査であり、(三)で示された様な資産臺帳の面は全然有していない。しかし、氏神、檀那寺の記載が復活し、又職業の記載、不在者はその理由が記されている。何よりも戸籍簿であるから、個々の續柄は詳細に書かれてゐる事は當然である。

以上の如く、この時期における尾鷲地方の人口調査資料は、(一)、(二)の舊宗門帳系統のものと、(三)、(四)、(五)の過渡的な戸口調査書と、(六)の壬申戸籍の三種類に分けられる事が判明した。ところが、これらの資料によつて算定された個々の村の人口は、既に第一表において示した如く、決してこの短期間の自然的な或いは社會的な増減では説明し得ぬ程の偏差を有する。この間の關係を、取り上げる四つの村についてより詳細に表示してみよう。第二表は各年の資料、(一)、(二)、(三)の實際の記載より算定を試みたものである。第一表と比較し、同じ史料でありながら當時の總計數との間に相違を見出すのは、單に計算上の誤りを意味するとなすには餘りに大である。これはむしろ當時における合計數が、何等かの條件の附せられた合計數であつたことを意味するものと理解し得るのである。

ところで第二表は、早田浦を除く他の三ヶ村が、資料上、この三

宗門改帳より壬申戸籍へ (一)

第2表 各村戸口數明細表

村名	年代	戸數	人口		
			男	女	計
早田浦	明治 2.4	52	123	104	227
	3.1	52	122	106	228
	3.8	51	118	116	228
	5.2	51	116	107	223
行野浦	明治 2.4	33	98	95	193
	3.1	34	96	94	190
	3.8	33	96	94	190
	5.2	35	93	84	177
大會根浦	明治 2.4	27	77	76	153
	3.1	26	80	77	157
	3.8	26	74	73	147
	5.2	23	62	63	125
向井村	明治 2.4	74	180	156	336
	3.1	74	179	153	332
	3.8	66	158	141	299
	5.2	74	163	136	299

年間に一割乃至二割の人口減少の事實を見せてゐる。この減少は如何なる理由によるものであろうか。今、大會根浦の場合を更に詳細にみると、その増減の理由は第三表の如くである。理由不明による増減が多いが、この内男女合計二十九人は他村へ出稼か、或いは行衛不明の者で、これらが資料上から姿を消して行つてゐる事から、この様に大きい減少の數字が示されるのである。従つて、少くもこの二十九人については、最初の調査、明治二年四月において、事實

五一 (七〇一)

(表)

本職	本職	家	田畑
一番組	彌藏	所 大曾根浦	一石九斗五升二合
午三十七歳	軒	持家 壹軒	土藏
職	業	所	高 二斗九升四夕
漁業	堅 九間一尺	敷 屋	山林
	横 六間	高 田七升二合	船 壹艘

(裏)

妻	娘	同	合四人
はる	きん	とう	一人男
午三十五歳	午十二歳	午五歳	三人女

人にとつては急激な變化と映じたであろう明治の諸變革は、それだけに法令の意圖した如く最初から圓滑な運用は望めなかつたのである。壬申戸籍において、従來の有名無實の村民を削り、除外人口を加算する事により戸籍の正確化を圖つた事は、確かに意味のある事であつた。しかし成立したものは決して完全でなかつた事は、なお後年の補正を必要とした事からも確認できる。しかし、尾鷲組の場合では、その正確性を量り得る他の素材を有していないので、この補正は不可能なのであるが、少くとも正しきものへより一歩近付いたことは言えるものと考えられよう。

五、結 言

以上本稿においては、主として維新期における人口の調査それ自身を考察して來た。調査の結果得られたものを基礎とする研究は、特に村落構造を問題とする場合に重要な分野を構成するのであり、又人口の研究の上にも當然生かさるべきものでもあるが、すべてこれらは後日に譲る事とする。これらは夫々獨立した研究課題たり得るからである。

前節までに考察して來たところから結論を導き出す事はもとより時期尙早に失するが、ここで要點をまとめる事により結びに代えた。

徳川時代の人口調査が主として宗門改の形式で行われた事は、この調査が人口それ自身の調査として出發したのではなかつた事を意味する。尤も後には宗門改よりはむしろ人別改に實質的な重點が置かれ、本來は別の理由から行われた人別改と混淆して來る場合も生

じた事は既に諸先學によつて述べられているところである。和歌山藩においては人別改が全然別個の必要から行われた事は既に示した如くである。そして、宗門改が八歳以下の人口を除外したのに反し、この方は全人口の調査を行つてゐる。しかし、これが當時行われなかつた事は、當時の藩當局において、全人口の常時的な算定が不要であつた事によるものと思われる。従つて和歌山藩における人口調査の基本は廢藩直前に至る迄宗門改の形態が續けられた。そして作られる宗門改帳は、種々なる除外人口を含んでいたが、それのみではなく、後に明治初年の別個の方式による調査と比較して明らかになつた様にその記載にはかなりの事實からの背馳が見られるのである。この事は、徳川時代の資料の統計的處理に對する一つの警告となるのであるが、この事は程度の差こそあれ、明治初期の戸籍調査についても言えよう。既に見た如く、壬申戸籍作成を命ぜられた諸村役人の困惑は非常なものがあつた。又、出來上つた戸籍簿を見ると戸長役場における書き直しや疑問點の註記等が多く、その作成が困難であつた事を示している。しかもこの壬申戸籍への變化は直ちに行われたのではない。全國的に行われたか否かは暫く置き、過渡的な、短命ではあつたが従來の方式とは異なる戸口調査が行われている事は注意せねばならない。むしろ資料としては、純然たる戸籍簿となつた壬申戸籍に比して、和歌山藩の戸口帳は有用である様に思われる。

しかし、なお幾らかの不備を藏するとは言え、作成された壬申戸籍は、徳川時代のそれと比較すれば、戸籍簿としての正確さについては遙かに優れたものであつた。明治政府の行つた重要な事業の一

つには十分價するものとする。従つて、宗門帳と比較する事により、その増減を通じて夫々の村の幕末期による盛衰の一面を窺う事が可能となるであろう。ともあれ、これらの資料は今後更に多く利用され發掘されねばならないと考える。